

○総務省告示第二百五十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十二条第五項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百一号（インマルサット船舶地球局の具備すべき電波を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前				
<p>[1 略] [割る]</p>	<p>[1 同左] ② インマルサットM型の無線設備の機器を施設する船舶地球局</p> <table border="1" data-bbox="1031 1140 1276 1991"> <thead> <tr> <th data-bbox="1206 1140 1276 1512">送る電波の型式及び周波数</th> <th data-bbox="1206 1512 1276 1991">受ける電波の型式及び周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1031 1140 1206 1512">G1B電波、G1C電波又はG1E電波 1,626.500MHz から 1,646.500MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数線</td> <td data-bbox="1031 1512 1206 1991">G1B電波、G1C電波又はG1E電波 1,530.000MHz から 1,545.000MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ [同左]</p>	送る電波の型式及び周波数	受ける電波の型式及び周波数	G1B電波、G1C電波又はG1E電波 1,626.500MHz から 1,646.500MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数線	G1B電波、G1C電波又はG1E電波 1,530.000MHz から 1,545.000MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数
送る電波の型式及び周波数	受ける電波の型式及び周波数				
G1B電波、G1C電波又はG1E電波 1,626.500MHz から 1,646.500MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数線	G1B電波、G1C電波又はG1E電波 1,530.000MHz から 1,545.000MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数				
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>					

○総務省告示第二百五十七号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第四十二条第二号及び第四十三条の二第二項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二号（常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならない周波数を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	<p>一 運用規則第四十二条第二号の別に告示する船舶地球局及び海岸地球局は、次のとおりとする。</p> <p>〔1 略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>2   〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p>
改正前	<p>一 運用規則第四十二条第二号の別に告示する船舶地球局及び海岸地球局は、次のとおりとする。</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>2   インマルサットM型の無線設備を備えている船舶地球局</p> <p>3   〔同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

○総務省告示第二百五十八号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から第6まで、別表第二号の二第1から第8まで、別表第二号の三第1及び第3並びに別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別表第十号 局種コード及び無線設備の名称コード

[第1 略]

第2 無線設備の名称コード

項目	コード
[略]	[略]
インマルサット F型	IMF
[略]	[略]

注 [略]

別表第二十三号 無線設備の規格コード

項目	コード
[略]	[略]
設備規則第 49 条の 23 の 2 に規定する携帯移動地球局の無線設備	GEO2
設備規則第 49 条の 23 の 3 第 1 号に規定する携帯移動地球局の無線設備	LEO2
設備規則第 49 条の 23 の 4 に規定する携帯移動地球局の無線設備	ESIM
設備規則第 49 条の 24 第 1 項に	IMC

別表第十号 局種コード及び無線設備の名称コード

[第1 同左]

第2 無線設備の名称コード

項目	コード
[同左]	[同左]
インマルサット F型	IMF
インマルサット M型	IMM
[同左]	[同左]

注 [同左]

別表第二十三号 無線設備の規格コード

項目	コード
[同左]	[同左]
設備規則第 49 条の 23 の 2 に規定する携帯移動地球局の無線設備	GEO2
設備規則第 49 条の 24 第 1 項に	IMC

規定する携帯移動地球局の無線設備	
設備規則第49条の24第2項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMF
設備規則第49条の24第3項第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMD
設備規則第49条の24第3項第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMD2
設備規則第49条の24第4項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMBGAN
設備規則第49条の24第5項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMGSPS
[略]	[略]

規定する携帯移動地球局の無線設備	
設備規則第49条の24第2項に規定する携帯移動地球局の無線設備	INM
設備規則第49条の24第3項に規定する携帯移動地球局の無線設備	INMM
設備規則第49条の24第4項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMF
設備規則第49条の24第5項第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMD
設備規則第49条の24第5項第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMD2
設備規則第49条の24第6項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMBGAN
設備規則第49条の24第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMGSPS
[同左]	[同左]

備考 表中の「」の記号は注記をみる。

○総務省告示第二百五十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第四十九条の二十四  
第一項第四号、第二項第四号、第三項第四号、第四項第四号、第五項第四号、第六項第四号及び第七  
項第四号並びに別表第一号注33の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十六号（インマル  
サット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示を次のように定め  
る。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線  
を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象  
規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないもの  
は、これを削る。



改正後

改正前

【第一略】

【削る】

【第一 同上】

【第二】インマルサット携帯移動地球局のインマルサットM型の無線設備

- 一 第一の一の条件に適合すること。
- 二 等価等方輻射電力は、一九デシベル又は二五デシベル（ワットを〇デシベルとする。）であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、次のとおりであること。

1 空中線の衛星指向仰角が二〇度未満の場合には、（一）三デシベルから（十）三デシベルまでの範囲とする。

2 空中線の衛星指向仰角が二〇度以上の場合には、（一）三デシベルから（十）二デシベルまでの範囲とする。

【第三】インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型の無線設備

- 一 第一の一の条件に適合すること。
- 二 等価等方輻射電力は次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

区別	等価等方輻射電力
無線高速データによる通信を行う場合	一九デシベル、二二デシベル、二三デシベル又は二五デシベル（いずれもワットを〇デシベルとする。）であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（一）二デシベルから（十）二デシベルまでの範囲とする。
その他 の通信 を行う 場合	八デシベル、一〇デシベル、一二デシベル又は一四デシベル（いずれもワットを〇デシベルとする。）であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（一）二デシベルから（十）二デシベルまでの範囲とする。
空中線が人工衛星 局の方向を自動的 得と受信装置の等	一三デシベル、一五デシベル、一七デシベル（いずれ
空中線が人工衛星 局の方向を自動的 得と受信装置の等	一三デシベル、一五デシベル、一七デシベル（いずれ

【削る】

第二～第五 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

第四～第七 「同上」

	<p>に追尾する機能を有しないもの</p>	<p>価雑音温度との比が(一)七デシベル未満のもの</p>	<p>も一ワットを〇デシベルとする。(一)であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、(一)一デシベルから(十)一デシベルまでの範囲とする。</p> <p>次のいずれかであること。</p> <p>1 一 一デシベル、一三デシベル、一五デシベル又は一七デシベル(いずれも一ワットを〇デシベルとする。)であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、(一)一デシベルから(十)一デシベルまでの範囲とする。</p> <p>2 八デシベル、一〇デシベル、一二デシベル又は一四デシベル(いずれも一ワットを〇デシベルとする。)であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、(一)二デシベルから(十)二デシベルまでの範囲とする。</p>
		<p>空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比が(一)七デシベル以上のもの</p>	

○総務省告示第二百六十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第四十条の四第一項第五号、第二項第四号、第三項第四号、第四項第四号、第五項第四号、第六項第四号及び第七項並びに別表第一号注33の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十七号（インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

【第一略】  
【第一略】

【第一 同上】  
【第二】

インマルサット船舶地球局のインマルサット M 型の無線設備

- 一 一般的条件
  - 1 第一の一の2、3、8、11及び16の条件に適合するものであること。
  - 2 空中線から輻射される電波の強さが毎平方メートル一〇〇ワット、二五ワット及び一〇ワットとなる地点から当該空中線までの距離について、レドームに表示されていること。
  - 3 無線電信による通信（呼出し及び応答を行うためのものを除く。）及び無線電話による通信を行う場合は、一の搬送波について一のチャンネルのデジタル符号化された情報により変調を行うものであること。

二 電氣的条件  
1 送信装置

- (一) 無線設備の種類に応じ、次の(1)又は(2)の周波数範囲の五kHz間隔のいずれの周波数も自動的に選択し、送信できること。
  - (1) 標準同調範囲型の無線設備
    - 一、六二六・五MHzから一、六四六・五MHzまで
  - (2) 限定同調範囲型の無線設備
    - 一、六三一・五MHzから一、六四六・五MHzまで
- (二) 等価等方輻射電力は、二デシベル（二ワットを〇デシベルとする。以下この(二)において同じ。）及び二七デシベルであり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、(一)三デシベルから(十)二デシベルまでの範囲とする。
- (三) 無線電信による通信（呼出し及び応答のためのものを除く。）を行う場合は、次の条件に適合すること。
  - (1) 変調方式は、二の直交するチャンネルの入力信号（以下「Iチャンネル」及び「Qチャンネル」という。）に対し、次の相対位相関係を有する帯域制限されたオフセット四相位相変調（Qチャンネルの入力信号をIチャンネルの入力信号に比べて二分の一シンボル遅らせた四相位相変調をいう。以下「O—QPSK」という。）であること。

I チャンネル	Q チャンネル	相対位相
—	—	(十)四五度
○	—	(十一)三五度
—	○	(十二)四五度

○	○	(一)二三五度
---	---	---------

(2) 送信信号は、次のとおりであること。

- ア 構成は、別図第六号のとおりであること。
- イ 前置符号は、搬送波再生符号及びクロック再生符号から構成されること。
- ウ 搬送波再生符号は、Iチャネル及びQチャネルともに四八ビットで構成され、各ビットとも「0」であり、いずれもスクランブル及び誤り訂正符号化はされないこと。

エ クロック再生符号は、Iチャネル及びQチャネルともに三二ビットで構成され、Iチャネルは各ビットとも「0」であり、Qチャネルは、「10」が一六回繰り返しされ、いずれもスクランブル及び誤り訂正符号化はされないこと。

- オ サブフレーム同期符号は、Iチャネル及びQチャネルともに、最初のサブフレームは、一二ビットで構成され、「0111100010001」であり、2、3及び4番目のサブフレームは、一二ビットで構成され、「1000001110110」であり、いずれもスクランブル及び誤り訂正符号化はされないこと。
- (3) ス克蘭ブルは、系列「1」の擬似乱数系列（以下「PN系列」という。）との排他的論理和をとること。

- (4) 誤り訂正符号は、符号化率四分の三、拘束長七のバンクチャド畳み込み符号（畳み込み符号に対して規則的に適切な冗長ビットを間引くことにより符号化率を柔軟に変化した符号をいう。以下同じ。）とし、そのもとなる符号化率二分の一の畳み込み符号の生成多項式は、次のとおりとする。

$$G_1(X) = 1 + X^2 + X^3 + X^4 + X^5$$

$$G_2(X) = 1 + X + X^2 + X^3 + X^4 + X^5 + X^6$$

四 無線電話による通信を行う場合は、次の条件に適合すること。

- (1) (三)の(1)、(3)及び(4)の条件に適合するものであること。

(2) 送信信号は、次のとおりであること。

ア 構成は、別図第七号のとおりであること。

イ (三)の(2)のイからオまでの条件に適合するものであること。

- (3) 音声符号化は、毎秒六、四〇〇ビットのIMBE方式（国際移動通信衛星機構が監督する法人が定めるIMBE音声符号化方式をいう。以下同じ。）であること。

(五) 呼出し及び応答信号は、次の条件に適合すること。

- (1) 変調方式は、二相位相変調方式であること。

(2) 信号は、次のとおりであること。

ア 構成は、別図第八号のとおりであること。

イ 前置符号は、搬送波再生符号及びフレーム同期符号から構成されること。

ウ 搬送波再生符号は、Iチャネル及びQチャネルともに一〇ビットで構成され、各ビットとも「0」であり、いずれもスクランブル及び誤り訂正符号化はされないこと。

と。

エ フレーム同期符号は、「二〇二〇 一一〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一一一〇一〇〇」であり、スクランブル及び誤り訂正符号化はされないこと。

(3) 誤り訂正符号は、符号化率二分の一、拘束長七の畳み込み符号とし、その生成多項式は、次のとおりとする。

$$G_1(X) = 1 + X^2 + X^3 + X^4 + X^5$$

$$G_2(X) = 1 + X + X^2 + X^3 + X^4$$

(六) 呼出しを行う場合には、その都度、海岸地球局から指定された呼出し周波数に選択されること。

(七) 呼出しシーケンスが終了してから、少なくとも一六秒間は、再呼出しができないこと。

## 2 受信装置

(一) 無線設備の種類に応じ、次の(1)又は(2)の周波数範囲の五kHz間隔のいずれの周波数にも自動的に同調可能であること。

(1) 標準同調範囲型の無線設備

一、五二五MHzから一、五四五MHzまで

(2) 限定同調範囲型の無線設備

一、五三〇MHzから一、五四五MHzまで

(二) 通信状態以外は、NCSコモンTDMに同調していること。

(三) 無線電信（呼出し及び応答のためのものを除く。）による通信を行う場合は、次の条件に適合すること。

(1) 1の(三)の(1)の条件に適合すること。

(2) 受信信号は、次のとおりであること。

ア 1の(三)の(2)のアからオまでの条件に適合すること。

イ 伝送速度は、毎秒八、〇〇〇ビットであること。

(3) 誤り訂正符号は、サブバンドフィルドのみに付加され、符号化率四分の三、拘束長七のパンクチャド畳み込み符号化された受信信号をビタビ復号することとし、その元になる符号化率二分の一の畳み込み符号の生成多項式は、次のとおりとする。

$$G_1(X) = 1 + X_2 + X_3 + X_5 + X_6$$

$$G_2(X) = 1 + X + X_2 + X_3 + X_6$$

(4) デスクランブルは、系列 $s_{i-1}$ のPN系列との排他的論理和をとること。

(5) 復調器入力までの選択度特性は、次の条件に適合すること。

ア 希望信号を中心として(廿二五kHz以内を除いた一、五二五MHzから一、五五九MHzまでの周波数範囲のすべての妨害信号除去比は三〇デシベル以上であること。

イ 希望信号の周波数を中心として上下にそれぞれ一〇kHz離れた二波の隣接信号の存在による性能の劣化は搬送電力対雑音電力密度比に換算して〇・一デシベル以内であること。ただし、隣接信号は、希望信号と同様のもの（毎秒八、〇〇〇ビットのランダムデータで変調された帯域制限されたO-QPSKとする。）であり、

第二 インマルサット船舶地球局のインマルサット F 型の無線設備

〔一〕 略

二 電氣的条件

1 送信装置

〔一〕〔二〕 略

〔三〕 無線電信による通信（呼出し及び応答を行うためのもの並びに無線高速データによる通信を除く。）を行う場合は、変調方式は二の直交するチャネルの入力信号（以下「I チャネル」及び「Q チャネル」という。）に対し、次の相対位相関係を有する帯域制限されたオフセット四相位相変調（Q チャネルの入力信号を I チャネルの入力信号に比べて二分の一シンボル遅らせた四相位相変調をいう。以下「O—QPSK」という。）であること。

I チャネル	Q チャネル	相対位相
○	○	(一)一三五度
—	○	(二)四五度
○	—	(七)一三五度
—	—	(八)四五度

第三 インマルサット船舶地球局のインマルサット F 型の無線設備

〔一〕 同上

二 電氣的条件

1 送信装置

〔一〕〔二〕 同上

〔三〕 無線電信による通信（呼出し及び応答を行うためのもの並びに無線高速データによる通信を除く。）を行う場合は、変調方式は帯域制限された O—QPSK 方式であること。

それぞれ希望信号より六デシベル高いものとする。  
無線電話による通信を行う場合は、次の条件に適合すること。

(1) (三)の(1)、(3)、(4)及び(5)の条件に適合すること。  
(2) 受信信号は、次のとおりであること。

ア 1の四の(2)のA及びイの条件に適合すること。

イ 伝送速度は、毎秒八、〇〇〇ビットであること。

(3) 音声符号化は、IMBE方式であること。

3 空中線等

(一) 軸比は、最大指向方向において二デシベル以下であること。

(二) 空中線は、通常起こり得る船舶の動揺、船舶の航行及びインマルサット人工衛星局の位置変動においてインマルサット人工衛星局を自動追尾できること。

(三) レドームは、付着する水分及び塩分等による特性の劣化ができる限り少ないこと。

(四) 追尾する衛星の方位角に対応する空中線の位置情報を、(七)五度以内の誤差で周期的に検出する手段を備えていること。

4 電磁干渉

第一の二の4の条件に適合するものであること。

【図3 略】

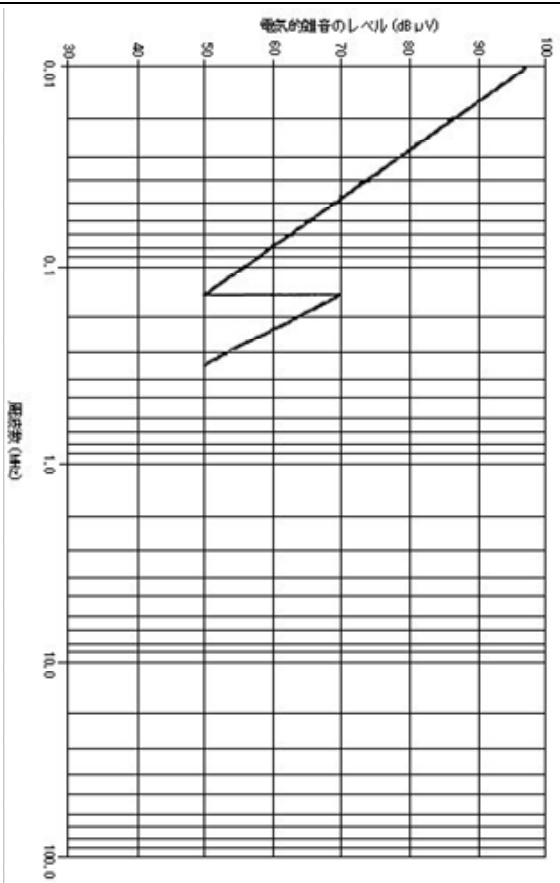
【2~4 略】

【略】

【略】

【別図第一号~第四号 略】

別図第五号 インテルサット船舶地球局のインテルサット C 型の無線設備及びインテルサット F 型の無線設備並びにインテルサット高機能グループ呼出し受信機の電磁干渉



【判る】

【図3 同上】

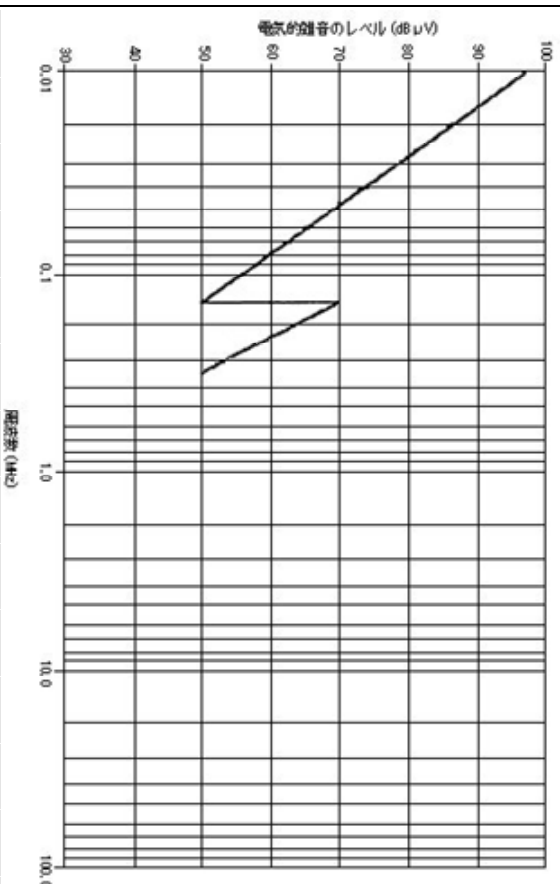
【2~4 同上】

【同上】

【同上】

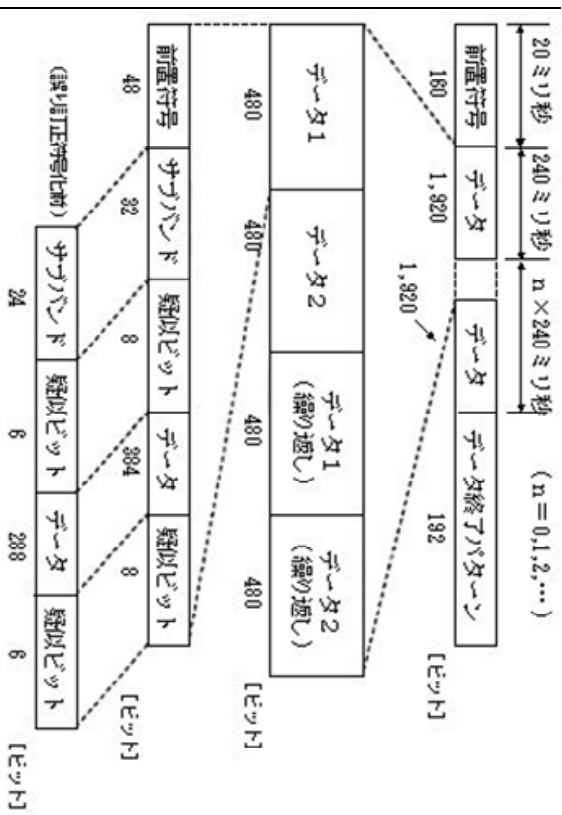
【別図第一号~第四号 同上】

別図第五号 インテルサット船舶地球局のインテルサット C 型の無線設備、インテルサット M 型の無線設備及びインテルサット F 型の無線設備並びにインテルサット高機能グループ呼出し受信機の電磁干渉

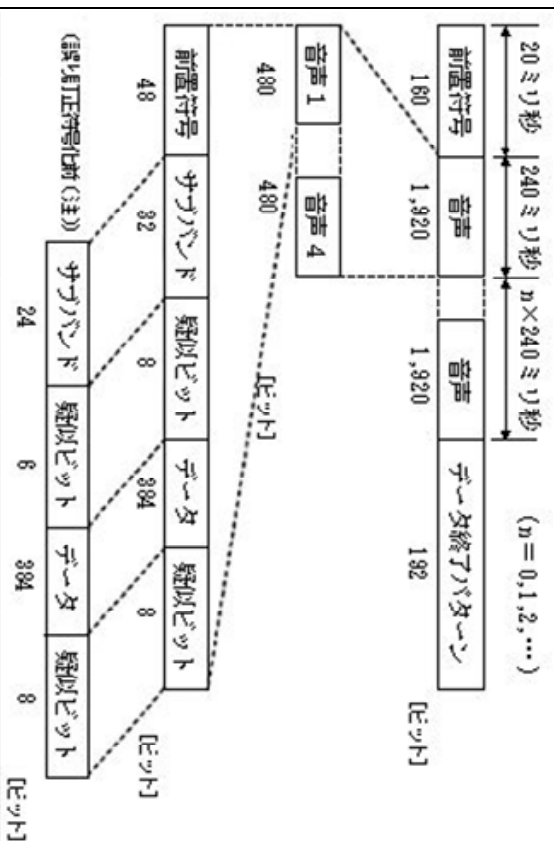


別図第六号 インテルサット船舶地球局のインテルサット M 型の無線設備の無線電信による通信のための送信信号の構成





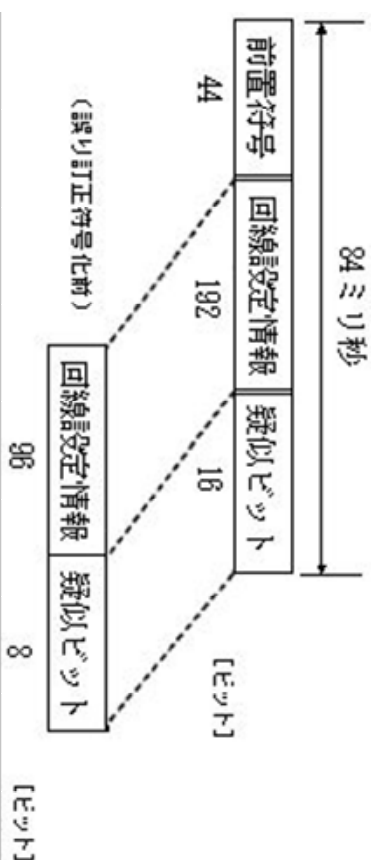
別図第七号 インマルサット船舶地球局のインマルサット M 型の無線設備の無線電話による通信のための送信信号の構成



[削る]

注 誤り訂正符号化は、サブバンド及びそれ以降に続く疑似ビットに対してのみ行われるものとする。

別図第八号 インマルサット船舶地球局のインマルサット M 型の無線設備による呼出し及び応答信号の構成



[割る]

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第二百六十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号の40の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十八号（宇宙無線通信を行う無線局（インマルサット船舶地球局、インマルサット携帯移動地球局及び航空機地球局（一、六二六・二MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を除く。）の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>〔一・二 略〕</p> <p>三 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値は、次のとおりとする。</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 携帯移動衛星通信（電気通信業務を行うことを目的として開設された携帯基地地球局と携帯移動地球局との間で、主として通話のために行われる無線通信及びその無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。）を行う携帯移動地球局の送信設備であって、一六一〇・〇MHzから一六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの</p> <p>次に示す曲線の値</p> <p>〔図 略〕</p> <p>〔3 略〕</p> <p>〔四〇六 略〕</p>	改正前	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値は、次のとおりとする。</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>2 携帯移動衛星通信（電気通信業務を行うことを目的として開設された携帯基地地球局と携帯移動地球局との間で、主として通話のために行われる無線通信及びその無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。）を行う携帯移動地球局の送信設備であって、一、六一一・三MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの</p> <p>次に示す曲線の値</p> <p>〔図 同上〕</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>〔四〇六 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。			

○総務省告示第二百六十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第73の規定に基づき、無線設備規則第四十九条の二十三の三及び第四十九条の二十三の四に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣 野田 聖子

$$B = 2 \cdot k \cdot f_{cl}$$

B：占有周波数帯幅の許容値 (Hz)

K：送信装置（直接拡散符号分割多元接続方式の場合にあつては、最終段の変調器）のフイルタ特性を考慮した占有周波数帯幅係数

$f_{cl}$ ：パルス（直接拡散符号分割多元接続方式の場合にあつては、拡散信号のパルス）の繰り返し周波数 (Hz)。この値は、次式により求める。

$$f_{cl} = R / n$$

R：伝送速度 (bps)

n：1シンボル内で伝送される符号数



○総務省告示第二百六十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第2 周波数割当表

[1～7 略]

第2 周波数割当表

[1～7 同左]

周波数割当表

[第1表 略]

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz～10000MHz

第2表 27.5MHz～10000MHz

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	559～1610 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J48 J98 J100 J120A	公共業務用 一般業務用	[略]
[略]	航空無線航行	公共業務用	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	5000～5010 航空移動衛星 (R) J163	公共業務用	[略]
[略]	航空無線航行 無線航行衛星 (地球から宇宙) J120A	公共業務用 一般業務用	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

第3表 10GHz～275GHz

[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	559～1610 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J48 J98 J100 J120A	公共業務用 一般業務用	[同左]
[同左]	航空無線航行	公共業務用	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	5000～5010 航空移動衛星 (R) J163	公共業務用	[同左]
[同左]	航空無線航行 無線航行衛星 (地球から宇宙) J120A	公共業務用 一般業務用	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

第3表 10GHz～275GHz

[略]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	29.5～29.9 J233 J234 J251 固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 J255A 移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	[略]
[略]	固定 J256 移動 J256	電気通信業務用 公共業務用	[略]
[略]	地球探査衛星 (地球から宇宙) J253	公共業務用 一般業務用	[略]

[同左]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	29.5～29.9 J233 J234 J251 固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 J255A 移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	[同左]
[同左]	固定 J256 移動 J256	電気通信業務用 公共業務用	[同左]
[同左]	地球探査衛星 (地球から宇宙) J253	公共業務用 一般業務用	[同左]



[略]	29.9-30	固定衛星 (地球から宇宙)	J206 J232	電気通信業務用	[略]
	J233 J234	宇宙)	J206 J232	公共業務用	
	J235 J250	移動衛星 (地球から宇宙)			
	J251	地球探査衛星 (地球から宇宙)			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

国内周波数分配の脚注

[J1～J120 略]

II20A

この周波数帯は、二次業務で無線航行衛星業務と同一の電波を使用して送信する公共業務用の移動衛星業務にも使用することができる。

[J121～J255 略]

J255A

29.5-30GHzの周波数帯において、設備規則第49条の23の4に規定する携帯移動地球局は、決議第156 (WRC-15) に従い、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。

[J256～J295 略]

[別表1-1～3-5 略]

別表4 船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表

送信周波数	受信周波数
1626.5MHz から1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から1559MHz までの周波数帯

[同左]	29.9-30	固定衛星 (地球から宇宙)	J206 J232	電気通信業務用	[同左]
	J233 J234	宇宙)	J206 J232	公共業務用	
	J235 J250	移動衛星 (地球から宇宙)			
	J251	地球探査衛星 (地球から宇宙)			
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

国内周波数分配の脚注

[J1～J120 同左]

[新設]

[J121～J255 同左]

[新設]

[J256～J295 同左]

[別表1-1～3-5 同左]

別表4 船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表

1	船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表	送信周波数	受信周波数
	インパルス型C型の無線設備の機器を施設する船舶地球局及び携帯移動地球局	1626.5MHz から1646.5MHz までの周波数帯	1537MHz から1544.2MHz までの周波数帯
2	インパルス型M型の無線設備の機器を施設する船舶地球局	送信周波数	受信周波数
	インパルス型M型の無線設備の機器を施設する船舶地球局	1626.5MHz から1646.5MHz までの周波数帯	1525MHz から1545MHz までの周波数帯
3	インパルス型F型の無線設備の機器を施設する船舶地球局	送信周波数	受信周波数
	インパルス型F型の無線設備の機器を施設する船舶地球局	1626.5MHz から1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から1559MHz までの周波数帯
4	インパルス型M型、ニM型、F型、BGAN型及びGSPS型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局	送信周波数	受信周波数
	インパルス型M型、ニM型、F型、BGAN型及びGSPS型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局	1626.5MHz から1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から1559MHz までの周波数帯

	波数帯												
	<p>5 インターサットD型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局</p> <table border="1"> <tr> <td>送信周波数</td> <td>受信周波数</td> </tr> <tr> <td>1626.5MHz から 1645.5MHz まで及び1656.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</td> <td>1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</td> </tr> </table>	送信周波数	受信周波数	1626.5MHz から 1645.5MHz まで及び1656.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯								
送信周波数	受信周波数												
1626.5MHz から 1645.5MHz まで及び1656.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯												
	<p>6 その他の携帯移動地球局</p> <table border="1"> <tr> <td>送信周波数</td> <td>受信周波数</td> </tr> <tr> <td>1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</td> <td>1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</td> </tr> </table>	送信周波数	受信周波数	1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯								
送信周波数	受信周波数												
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯												
<p>別表5 航空機地球局の周波数表</p> <table border="1"> <tr> <td>送信周波数</td> <td>受信周波数</td> </tr> <tr> <td>1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</td> <td>1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</td> </tr> </table>	送信周波数	受信周波数	1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯	<p>別表5 航空機地球局の周波数表</p> <p>無線高速データ通信が可能なもの</p> <table border="1"> <tr> <td>送信周波数</td> <td>受信周波数</td> </tr> <tr> <td>1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</td> <td>1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</td> </tr> </table> <p>1 以外のもの</p> <table border="1"> <tr> <td>送信周波数</td> <td>受信周波数</td> </tr> <tr> <td>1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</td> <td>1530MHz から 1559MHz までの周波数帯</td> </tr> </table>	送信周波数	受信周波数	1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯	送信周波数	受信周波数	1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1530MHz から 1559MHz までの周波数帯
送信周波数	受信周波数												
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯												
送信周波数	受信周波数												
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯												
送信周波数	受信周波数												
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1530MHz から 1559MHz までの周波数帯												
<p>[別表6-1~11-3 略]</p>	<p>[別表6-1~11-3 同左]</p>												

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。